

参議院議員通常選挙

参議院議員の任期満了（7月28日）に伴う「参議院議員通常選挙」が7月4日（木）に公示され、7月21日（日）に選挙が行われます。当日は午前7時から午後8時まで、市内24カ所で投票所を開設します。私たちの代表を決める大切な選挙です。棄権せず大切な1票を生かしましょう。

八幡市で投票ができる人は

参議院議員通常選挙に八幡市で投票できる人は、次の条件をすべて満たしている人です。

- ①日本国民
- ②平成25年4月3日以前に八幡市に住民登録をし、現在に至っている人
- ③平成5年7月22日以前に生まれた人

市内転居の場合は

市内で住所変更された場合は、届け出日によって投票所が変わります。

【今年6月21日までに届け出をした場合】

新しい住所地の投票所で投票していただくことになります。

【今年6月22日以降に届け出をした場合】

転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所地で投票していただくこととなります。

この場合「投票所入場券」が届かないことがありますので、市選挙管理委員会へ選挙人名簿への登録の有無を確認し、投票日当日、投票所で投票所入場券の交付を受けてください。

また転出された人でも、転出後一定期間（原則的に4カ月間）は、市の選挙人名簿に登録されています。転出された人でも、八幡市で投票することができ、可能性が異なります。これらの人へは、「投票所入場券」に代え「投票のお知らせ」のハガキを送付します。そのハガキに投票方法が記載されています。

4月4日以降に転入された人は、前住所地で投票

平成25年4月4日以降に八幡市へ転入届を出された人の投票場所は、前住所地です。この場合、前住所地

の選挙区の候補者（比例区の場合は全国同一）を選ぶこととなります。

前住所地が遠方の場合、不在者投票の手続きをして投票することが出来ます。

前住所地の選挙人名簿に登録されている必要があり、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

また転出された人でも、転出後一定期間（約半年）に2回以上、住所変更（市内転居除く）をされていると、今回の選挙では投票できない場合があります。該当される人は、なるべく早く、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

郵便による投票ができる人

身体障がい者（戦傷病者）または要介護者の皆さんには、不在者投票の特例として「郵便による投票制度」があります。この方法で投票ができる人は市の選挙人名簿に登録されている人で、身体障害者手帳（戦傷

病者手帳）の交付を受け、次の要件に該当する人、または介護保険の被保険者証に要介護5として記載されている人です。

- ①両下肢もしくは体幹の障がい
- ②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい
- ③1級（特別項症）から3級（第3項症まで）の人

④前項の①から③の障がいのある人で、障がいの程度が明確でないときは、京都府知事が①から③の障がいと同程度と認めた場合

【郵便による投票手続き】

▼郵便投票証明書の交付を受けている場合：市選挙管理委員会事務局に投票用紙請求書をご用意しますので、郵便投票証明書を持って請求にお越しください。郵送

でも代理人でもできます。▼郵便投票証明書の交付を受けていない場合：早めに身体障害者手帳が戦傷病者

手帳もしくは介護保険の被保険者証を持って市選挙管理委員会事務局へ申請してください。なお郵便による不在者投票用紙などの請求期限は、7月17日（水）までです。

午後8時まで
市文化センター・小ホール



投票はこのように

投票所では、ここに掲載した方法で投票してください。選挙は、選挙区選出議員選挙と比例代表選出議員選挙です。

※一部取り扱いが異なる投票所があります。

黄色

選挙区選出議員
(候補者の氏名を記入)

白色

比例代表選出議員
(候補者名や政党名を記入)

「選挙区」と表示している投票箱へ入れてください

次に比例代表の投票用紙(白色)をお渡します

「比例代表」と表示している投票箱へ入れてください

候補者名や政党名などを書いください

今回の選挙から

- ▼インターネットを使った選挙運動ができるようになりました。詳しくは市ホームページをご覧ください。
- ▼成年被後見人の選挙権が回復しました。詳しくは市選挙管理委員会へお問い合わせください。

ご利用ください

日(土)午前8時30分～午後8時
市役所1階西側・警備員室前

期日前投票は、投票所と同じように、投票用紙を直接投票箱に投かんする制度です。7月21日の投票日に①②の理由で投票できない人は利用してください。土・日・祝日も受け付けします。投票所入場券を持参ください（印かんは不要）。

①当日仕事等がある人（仕事場が投票区域内でもかまいません。冠婚葬祭に出席される場合も、これに該当します）。

②当日ジョギングや散歩、買い物

☎983-1111(代)

投票所入場券を 忘れずに

(表面)

郵便はがき

山城八幡局
料金後納郵便

選挙事務

〒11000000

参議院議員通常選挙投票所入場券

投票日時	平成25年7月21日		
投票所	午前7時～午後8時		
投票区	頁	番	
氏名		性別	

区分

A0220100000190729A

(裏面)

＜投票についてのご注意＞

- この入場券は、投票日まで大切に保管し、当日に必ず本人が投票所へ持参してください。
- もし、この入場券をなくされたときは、投票日の当日に投票所でその旨を係員に申し出てください。
- 選挙当日に都合の悪い場合は、期日前投票をしましょう。(右の「宣言書請求書」に必要事項をご記入の上、ご持参ください。)

【期日前投票】

期間 平成25年7月5日～7月20日
(土曜日、日曜日、祝日も受付しています。)

時間 午前8時30分～午後8時
場所 市役所1階警備員室前
第1会議室

○投票日(期日前投票日)に有権者でない方は投票できません。

八幡市選挙管理委員会
電話 983-1111(代)

点字や代理投票は
係員へ
投票のとき、目の不自由

も、選挙人名簿に登録されていなければ投票できません。投票日に投票所の係員までお申し出ください。

★投票所入場券の裏面に宣言書兼請求書にしています。期日前投票をされる場合にはご利用いただけます。記入されている場合は、直接受付にお渡しください。

な人は「点字」による投票ができます。

候補者の名前を自分で記入できない人の場合は、投票所の係員が本人から直接お聞きして、候補者の名前を投票用紙に記載する「代理投票制度」があります。秘密は厳守しますので、投票所の係員に、お気軽に申し出てください。

あなたの投票所はこちらです

第1投票所 至京阪八幡市駅 山城八幡郵便局 志水公民館 八幡警察署 八幡中央病院 正法寺 至男山団地	第2投票所 大谷川 スーパー 二区公会堂 八幡図書館 八幡小学校	第3投票所 八幡市駅 山柴公民館 石清水千郵便局 大谷川	第4投票所 橋本公民館 四区公会堂
第5投票所 府道八幡木津線 川口コミュニティセンター 至国道1号	第6投票所 府道長尾八幡線 八幡人権・交流センター 中央小学校	第7投票所 上区公会堂 ガリンスタンド 至京田辺市	第8投票所 やわた流れ橋交流プラザ 市民体育館 至京田辺市
第9投票所 至下奈良 みやこ保育園 都児童センター 体育館 有都交流センター 至川口 西光寺 防賀川	第10投票所 至上奈良 内里公会堂 聖福王寺 聖西方寺 至国道1号	第11投票所 戸津公会堂 至国道1号 至京山団地	第12投票所 美濃山公会堂 美濃山グランドウエイ集会所 至美濃山本郷 至京山団地 至京山本郷 至美濃山本郷 至京山本郷
第13投票所 至淀 宇治川 京都第二外環状道路 長町南集会所 至遊園 府立消防学校	第14投票所 至山崎 男山病院 男山第二中学校 くすのき小学校 幼稚園 くすのき公園 至国道1号	第15投票所 至山崎 男山病院 男山第二中学校 くすのき小学校 幼稚園 至国道1号	第16投票所 至山崎 中央センター集会所 男山公民館 至山崎 至京山本郷 至京山本郷
第17投票所 至八幡市役所 足立寺中坊公園 男山第三中学校 至さくら公園	第18投票所 至橋本 橋本小学校 橋本児童センター 至枚方市	第19投票所 至京阪八幡市駅 くすのき保育園 石清水千郵便局 らくがき寺 石清水千郵便局 至八幡市役所	第20投票所 至国道1号 男山第二中学校 京都八幡高校 旧八幡第四小学校 八幡第四幼稚園 めじろ児童公園 至国道1号
第21投票所 くすのき小学校 くすのき公園 至さくら公園 南センター集会所 至京山本郷 至京山本郷	第22投票所 至中央センター 柿ヶ谷集会所 あひる児童公園 至枚方市	第23投票所 至南山 コミュニティセンター月愛 松花堂 至南山	第24投票所 至国道1号 美濃山コミュニティセンター 美濃山交番 美濃山公会堂 美濃山交番 至南山 至京山本郷

7月21日は参

投票 午前7時から午後8時
開票 午後8時45分から市文

投票所設置場所一覧

投票区	投票所(設置場所)	対象地域
1	志水公民館	一区(一部)
2	二区公会堂	二区(双栗含む)
3	山柴公民館	三区(一部)
4	橋本公民館	橋本(一部)
5	川口コミュニティセンター	川口(高原を除く)・八幡(番賀・小西)
6	八幡人権・交流センター	六区
7	上区公会堂	上区
8	やわた流れ橋交流プラザ	中区
9	都児童センター体育館	下区
10	内里公会堂	内里
11	戸津公会堂	戸津(一部)
12	美濃山公会堂	美濃山・戸津(一部)・八幡(御幸谷の一部)
13	長町南集会所	八幡(長町・樋ノ口)・川口(高原)
14	くすのき小学校	男山(金振・竹園の一部)
15	男山第二中学校	男山(石城・弓岡)
16	中央センター集会所	男山(八望・泉)
17	男山第三中学校	男山(美桜・長沢・笹谷・雄徳・指月)
18	橋本小学校	橋本(一部)・西山
19	くすのき保育園	三区(一部)・石清水ビューハイツ含む
20	(旧)八幡第四小学校	男山(吉井・松里)・八幡(安居塚・中ノ山・南山・備前・長谷の一部・福祿谷の一部)
21	南センター集会所	男山(香呂・竹園の一部)
22	柿ヶ谷集会所	八幡(柿ヶ谷・長谷の一部)・福祿谷の一部
23	コミュニティセンター月愛	八幡(月夜田・山田・砂田・武蔵芝・久保田・水珀・一ノ坪・御幸谷の一部)
24	美濃山コミュニティセンター	欽明台・岩田大谷・内里大谷



投票

白色
 候補者名(政党名)
 (なごを記入)

比例代表選出議員



▼イン
 ました。
 ▼成年
 選挙管理

選挙公報を配布します
 「選挙公報」は、選挙で候補者を選ぶときの大切な資料です。投票日の2日前(7月19日)までに各家庭にお届けします。投票日の2日前になっても届かない場合は、市選挙管理委員会へお問い合わせください。

見つめよう わが町 わが国
あなたの一票

市選挙管理委員会委員長 森井光男

任期満了に伴い、7月21日に参議院議員通常選挙が執行されます。選挙制度は民主主義の根幹であり、多くの有権者の皆さんが投票に参加することは政治参加の第一歩、大事なことです。棄権は、私達の権利を放棄することになります。

素敵な社会、希望を持てる社会になるよう貴重な一票を投じましょう。すべての有権者の皆さんを投票所でお待ちしています。

海外に長期滞在される人にも投票の機会があります

国政選挙に限って、海外に長期滞在されている人も投票することができます。投票を希望される人は、事前に在外選挙人証の交付を受けておく必要があります。滞在されている国の日本大使館や領事館等へ申し出て、在外選挙人の登録手続きをしてください。選挙区選挙、比例代表選出選挙のいずれも投票できます。

※地方公共団体の選挙については、海外から投票することはできません。詳しくは市選挙管理委員会へ。

期日前投票をご利用

7月5日(金)～7月20日(土)午前 市役所

旅行の前に、期日前投票を忘れずに!

※病院等の不在者投票施設や滞在地の選挙管理委員会に投票する不在者投票は、今までもどおりです。

場が投票区域内でもかまいません。冠婚葬祭に出席される場合も、これに該当します。②当日レジャーや買い物など私用に投票区域外へ出かける人